

入居者様の外出・外泊の事前申請について

秋のみぎり、ますますご壮健のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

特別養護老人ホーム 愛の村では、外出及び外泊の折には「外出・外泊 許可申請書」を事前提出して頂いております。

この届出は入居者様の心身の状況及び疾病等から外出に耐えられる体力の有無並びに、地域・施設内での感染症の状況を鑑みて事前（5日前）に届け出頂くことで、安心・安全に外出・外泊ができるようにする目的で実施致します。

この度、新型コロナウイルス等感染症対策のため、以下の流れに変更させていただきます。

- ① 外出等の許可依頼はご家族様（主契約者）からの申し出に限る。
- ② 「外出・外泊 許可願・許可証」を5日前まで（土日祝日の場合はその前の平日）に相談員へ提出
- ③ 外出、外泊等を行うにあたり「入居者様の食事形態の確認・本人の状態（吸引の有無）・排泄状況・座位時間等」を相談員に確認して下さい。
- ④ 外出、外泊中に体調不良や転倒・転落等があった場合は、ご家族の責任の上、病院受診し帰所。（病院受診の状況を看護師・相談員へ報告行う）
- ⑤ 外出、外泊時の送迎は、ご家族様対応か、介護タクシーをご利用下さい。

※ 沖縄県内の新型コロナウイルス感染症並びにインフルエンザ定点当たり感染者の報告者数が10名以上の場合は「窓越し面会」となるため、原則外出等は許可できません。

※ 外泊する際は、相談員へ相談して実際に外泊できる環境や状況を確認した上で実施します。まず自宅へ外出を数回試した後に1泊から実施。

申告された内容によっては、事前に対応等協議の必要がある場合や、外出等自体許可できない場合があります。その都度に協議には応じさせていただきますが、希望に添いかねる場合があることを予めご承知ください。